

三重県国民健康保険運営方針最終案について

1. 最終案策定までの経緯

三重県国民健康保険運営方針（以下、「運営方針」といいます。）の策定については、県と市町による作業部会および連携会議にて骨子案や中間案を作成し、これまでも、三重県国民健康保険運営協議会準備会にて、ご協議いただいておりますが、このたび、下記の経緯を経て、運営方針最終案を作成いたしました。

<平成 29 年>

- 9 月 19 日 三重県国民健康保険運営協議会準備会にて、中間案を協議
- 10 月中旬 県内全市町および国保連合会に対して意見聴取を実施し、一部変更
- 11 月 28 日～ 「県民等の意見を行政に反映させる手続きに関する指針」に基づき、
- 12 月 28 日 運営方針に対する意見募集(パブリックコメント)を実施し、一部変更

<平成 30 年>

- 1 月 26 日 県内各市町に対し、改正国保法に基づく法定の意見聴取を実施

2. 運営方針中間案からの主な変更点

第 2 章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

- 第 3 節 赤字削減・解消の取組、目標年次等
 - ・赤字削減・解消の取組について、厚生労働省の通知に合わせ、赤字の定義や赤字解消計画作成の対象市町を変更

第 4 章 市町における保険料（税）の徴収の適正な実施に関する事項

- 第 2 節 収納対策
 - ・保険者努力支援制度における保険者規模別グループ設定に合わせ、収納率目標に係る保険者規模別グループを変更
 - ・収納率目標の対象期間を、6 年間から 3 年間に変更し、3 年後に目標を再設定

※ この他、より詳細な変更点については、別紙記載のとおりです。

3. その他

- パブリックコメント制度により提出いただいたご意見と、それに対する県の考え方については、別添のとおりです。

三重県国民健康保険運営方針中間案からの変更点

【全体】

- 割合の差を表す箇所の記載を「%」から「ポイント」に変更

【第1章 基本的事項】

- 第1節 策定の目的
表現を変更
- 第2節 策定の根拠
策定の根拠である国民健康保険法について、現行の国民健康保険法と区別するため「改正国民健康保険法」と記載

【第2章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し】

- 第1節 医療費の動向と将来の見通し
これまでの被保険者数や医療費動向をふまえたうえで、将来の見通しを記載
- 第3節 赤字削減・解消の取組、目標年次等
赤字削減・解消の取組について、厚生労働省の通知に合わせ、赤字の定義や赤字解消計画作成の対象市町を変更

【第4章 市町における保険料（税）の徴収の適正な実施に関する事項】

- 第2節 収納対策
 - ・目標収納率の設定方法をより詳細に記載
 - ・平成30年度の目標収納率は、みえ県民力ビジョン記載の93%を達成する数値である旨を記載
 - ・被保険者数5万人以上のグループを創設
 - ・グループ分けに使用する被保険者数の時点（平成29年6月1日）を記載
 - ・収納率目標の対象期間を、6年間の記載から3年間に変更し、3年後に再設定
 - ・現年分収納率にかかる目標であることを明記

【第5章 市町における保険給付の適正な実施に関する事項】

- 第2節 レセプト点検の充実強化に関する事項
不正利得の徴収について、より積極的な表現に修正

【第8章 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携に関する事項】

- 第3節 他計画との整合性
県における各計画等との整合性において、「地域医療構想」との整合性を明記